株主各位

証券コード　2371
（発送日）2025年６月３日
（電子提供措置の開始日）2025年５月24日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
株式会社カカクコム
代表取締役社長　村上　敦浩

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）等の株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://corporate.kakaku.com/ir/library
　上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ下部「招集通知」よりご確認ください。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/2371/teiji/

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月18日（水曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1 日　　時	**2025年６月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	東京都港区元赤坂二丁目２番23号 明治記念館（２階「蓬萊」の間）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第28期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以　上

株主総会資料について

1. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を記載した書面をお送りいたします。
   ウェブサイトに掲載の株主総会資料のうち、次の事項はお送りする書面に記載しておりません。
   (1) 事業報告の「主要な事業の内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先の状況」、「従業員の状況」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
   (2) 連結計算書類
   (3) 計算書類
   (4) 監査報告
   なお、上記書類は監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。
2. 本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

・株主総会のお土産はご用意しておりません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
・当日の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（https://corporate.kakaku.com/ir）においてお知らせいたします。
・お席やお手洗いの誘導、車いすによるサポート等が必要な株主さまは、当日受付にてお知らせをお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は以下の３つの方法により行使いただくことができます。

〔株主総会へのご出席〕
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

〔インターネット等による議決権行使〕
５頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2025年６月18日（水曜日）午後７時までに**議決権をご行使ください。

〔書面（郵送）による議決権行使〕
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年６月18日（水曜日）午後７時までに**到着するようご返送ください。

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/2371/

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

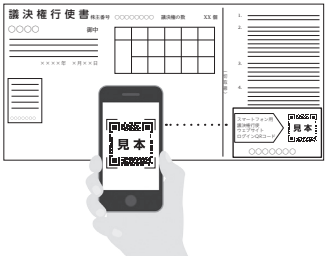

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

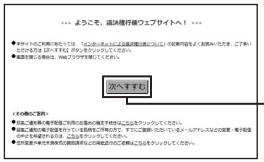

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

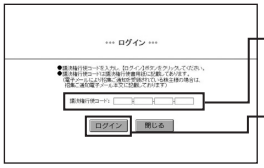

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様は、㈱ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

　第28期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおり、１株につき普通配当25円に特別配当30円を加えた金55円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
　　金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金55円（うち普通配当25円、特別配当30円）
　　総額　10,875,258,295円
　　なお、中間配当金として１株につき金25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、１株につき金80円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2025年６月20日（金曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を通じた企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)　当社の事業目的についてより現状に即した内容に改め、また、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を変更・追加・整理するものであります。

(3)　その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　　＜条文省略＞	第１条　　＜現行どおり＞
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 １．～２．　＜条文省略＞ ＜新　　設＞	（目的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 １．～２．　＜現行どおり＞ ３．ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
3．コンピュータ及びその周辺機器･関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務 (1)開発、製造及びその設備投資 (2)販売、輸出入及び仲介 (3)保守及び修理 (4)運用及び要員派遣 (5)計算受託業務 (6)リース及びレンタル	4．コンピュータ、その関連機器システム及びソフトウェアの企画、設計、開発、構築、運営、保守、リース、レンタル、販売、輸出入、仲介、計算受託及び運用指導並びにそれらのコンサルティング業務
4．～9．　＜条文省略＞ 10．電話加入権の売買 11．～33．　＜条文省略＞ 34．貴金属証拠金取引業 35．商品先物取引業 36．　＜条文省略＞ ＜新　　設＞ ＜新　　設＞ 37．　＜条文省略＞	5．～10．　＜現行どおり＞ ＜削　　除＞ 11．～33．　＜現行どおり＞ ＜削　　除＞ ＜削　　除＞ 34．　＜現行どおり＞ 35．建物のリフォーム及びメンテナンス業務の仲介及び斡旋 36．コールセンター業務 37．　＜現行どおり＞
第３条　＜条文省略＞	第３条　＜現行どおり＞
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 ＜削　　除＞ (2)監査等委員会 (3)会計監査人
第５条　＜条文省略＞	第５条　＜現行どおり＞
第２章　株式等	第２章　株式等
第６条～第11条　＜条文省略＞	第６条～第11条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第18条　＜条文省略＞	第12条～第18条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は１１名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１１名以内とする。
＜新　　設＞	②　当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　＜条文省略＞	②　＜現行どおり＞
③　＜条文省略＞	③　＜現行どおり＞
＜新　　設＞	④　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
＜新　　設＞	⑤　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	＜削　　除＞
＜新　　設＞	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　　設＞	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第４項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
第22条～第24条　＜条文省略＞	第22条～第24条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第26条　　＜条文省略＞	（取締役会の決議方法） 第26条　　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新　　設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規則） 第28条　　＜条文省略＞	（取締役会規則） 第29条　　＜現行どおり＞
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条　　＜条文省略＞	（取締役の責任免除） 第31条　　＜現行どおり＞
第５章　監査役及び監査役会	＜削　　除＞
（員数） 第31条　当会社の監査役は５名以内とする。	＜削　　除＞
（選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。	＜削　　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
（任期） 第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	＜削　　除＞
（常勤の監査役） 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削　　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	＜削　　除＞
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削　　除＞
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	＜削　　除＞
（監査役会規則） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	＜削　　除＞
（報酬等） 第39条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	＜削　　除＞
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	＜削　　除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	
＜新　　設＞	第５章　監査等委員会 （常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新　　設＞	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新　　設＞	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
＜新　　設＞	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新　　設＞	（監査等委員会規則） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人 第41条～第42条　＜条文省略＞	第６章　会計監査人 第37条～第38条　＜現行どおり＞
第７章　計算 第43条～第46条　＜条文省略＞	第７章　計算 第39条～第42条　＜現行どおり＞
＜新　　設＞ ＜新　　設＞	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の第２８回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（９名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	林（はやし）　郁（かおる）	取締役会長	再任　男性
2	村上（むらかみ）　敦浩（あつひろ）	代表取締役社長　社長執行役員	再任　男性
3	宮崎（みやざき）　加奈子（かなこ）	取締役　上級執行役員CHRO 人事・サステナビリティ管掌	再任　女性
4	粕谷（かすや）　進一（しんいち）	取締役　上級執行役員CFO 財務・経理・法務管掌	再任　男性
5	冨永（とみなが）　大輔（だいすけ）	―	新任　男性
6	加藤（かとう）　智治（ともはる）	社外取締役	再任　社外　独立　男性
7	木下（きのした）　雅之（まさゆき）	社外取締役	再任　社外　独立　男性
8	門脇（かどわき）　誠（まこと）	社外取締役	再任　社外　男性
9	岩瀬（いわせ）　大輔（だいすけ）	社外取締役	再任　社外　独立　男性

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

林（はやし） 郁（かおる）

再 任

男 性

生年月日
1959年12月26日生

所有する当社の株式数
165,800株

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 8 月　㈱デジタルガレージ設立 代表取締役
2002年 7 月　当社代表取締役会長
2003年 6 月　当社取締役会長（現任）
2016年 7 月　Digital Garage US, Inc. Director Chairman & CEO（現任）
2016年 9 月　㈱BI.Garage代表取締役会長兼CEO（現任）
2016年 9 月　㈱デジタルガレージ代表取締役兼社長執行役員グループCEO（現任）
2017年 5 月　㈱DGインキュベーション（現㈱DGベンチャーズ）代表取締役会長兼社長（現任）
2021年 6 月　㈱DGフィナンシャルテクノロジー代表取締役会長CEO（現任）
2021年 6 月　㈱DGインキュベーション代表取締役会長兼社長（現任）

取締役候補者とした理由

林郁氏は、日本における個人向けインターネット・サービスの黎明期よりその将来性に着目し、㈱デジタルガレージを起業以降、創業経営者としてインターネット事業に携わってきました。グローバルなIT技術の動向も含めたインターネットビジネスに関する高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

2

村上敦浩（むらかみあつひろ）

再 任

男 性

生年月日
1975年1月9日生

所有する当社の株式数
26,571株

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 5 月	アンダーセンコンサルティング㈱ （現 アクセンチュア㈱）入社
2002年10月	㈱アロウズコンサルティング （現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング㈱）入社
2004年10月	当社入社
2006年 5 月	当社事業開発部CGM推進室長
2008年 5 月	当社事業開発本部副本部長
2009年 4 月	当社執行役員食べログ本部長
2011年 6 月	当社上席執行役員食べログ本部長
2012年 6 月	当社取締役食べログ本部長兼新規事業部長
2013年 4 月	当社取締役新規事業準備室長
2014年 8 月	弁護士ドットコム㈱社外取締役（現任）
2015年 4 月	当社取締役
2019年 7 月	当社取締役執行役員
2023年 7 月	当社取締役副社長執行役員
2024年 4 月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

村上敦浩氏は、『食べログ』事業の立ち上げ以降、同事業の拡大とマネタイズを担い、当社の主要事業のひとつに成長させました。また、2023年７月から当社副社長執行役員、2024年４月から当社代表取締役社長を務め、当社グループの発展、適切な意思決定及び新規事業の創出・育成にも尽力しており、これらの経験・知見を活かして、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

3

宮崎 加奈子（みやざき かなこ）

戸籍上の氏名：新名（にいな） 加奈子（かなこ）

再 任

女 性

生年月日
1979年11月９日生

所有する当社の株式数
21,664株

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年４月	アクセンチュア㈱入社
2005年１月	㈱グランドール（現 ㈱グランドールインターナショナル）入社
2008年８月	㈱セドナ入社
2010年10月	当社入社
2013年４月	当社食ベログ本部オンライン予約事業部長
2014年４月	当社食ベログ本部飲食店事業部長
2015年４月	当社執行役員メディア企画本部長兼メディア企画本部価格.com事業部長
2016年４月	当社執行役員メディア企画本部長
2017年４月	当社執行役員価格.com本部長
2019年６月	当社取締役価格.com本部長
2019年７月	当社取締役執行役員価格.com本部長
2020年４月	当社取締役執行役員ショッピング事業本部長
2022年４月	当社取締役執行役員
2023年７月	当社取締役執行役員人事総務本部長
2024年４月	当社取締役執行役員CHRO人事総務本部長
2024年７月	当社取締役兼上級執行役員CHRO人事総務本部長
2025年４月	当社取締役上級執行役員CHRO人事・サステナビリティ管掌（現任）

取締役候補者とした理由

宮崎加奈子氏は、『食ベログ』事業及び『価格.com』事業の要職を歴任し、新規サービスの創出・育成やコンテンツ強化に尽力し、両事業の成長を支えてきました。また、2023年７月から人事総務本部長、2024年４月からCHROを務め、ESG・サステナビリティに関する知見も有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

4

粕谷進一（かすやしんいち）

再任

男性

生年月日
1971年1月14日生

所有する当社の株式数
9,364株

取締役会への出席状況
13回／13回 ※

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	山一證券㈱入社
1998年 3 月	㈱レントラックジャパン（現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱）入社
2002年 6 月	同社取締役管理本部長
2008年 4 月	㈱TSUTAYA（現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱）取締役管理本部長
2009年 6 月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱取締役CSO
2009年 6 月	当社社外取締役
2010年 4 月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱取締役CFO
2013年 4 月	㈱力の源カンパニー（現 ㈱力の源ホールディングス）取締役CSO
2017年 6 月	同社常務取締役CFO
2019年 4 月	㈱渡辺製麺代表取締役社長
2019年 6 月	京都きもの友禅㈱（現 ㈱京都きもの友禅ホールディングス）取締役経営管理本部長
2021年 4 月	同社取締役副社長
2023年 6 月	カルチュア・エンタテインメント㈱取締役執行役員経営企画本部長
2024年 4 月	当社入社
2024年 4 月	当社執行役員CFOコーポレート本部長
2024年 6 月	当社取締役執行役員CFOコーポレート本部長
2024年 7 月	当社取締役兼上級執行役員CFOコーポレート本部長
2025年 4 月	当社取締役上級執行役員CFO財務・経理・法務管掌（現任）

取締役候補者とした理由

粕谷進一氏は、上場企業における豊富な企業経営経験と経営戦略、財務等に関する高い専門性を有しております。また、2024年４月からコーポレート本部長を務めるなど、CFOとして当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

5

冨永大輔（とみながだいすけ）

新任

男性

生年月日
1981年7月22日生

所有する当社の株式数
—

取締役会への出席状況
—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 4 月	三井物産㈱入社
2018年 8 月	㈱デジタルガレージ入社
2019年 4 月	同社執行役員グループCEO本部副本部長
2019年10月	㈱Crypto Garage社長室長（現任）
2020年 4 月	㈱デジタルガレージ執行役員DG Lab本部副本部長兼オープン・イノベーション部長
2021年 4 月	同社執行役員グループCEO本部副本部長兼次世代フィンテック事業部長
2021年 6 月	㈱DGフィナンシャルテクノロジー執行役員SEVP
2022年 4 月	㈱デジタルガレージ執行役員グループCEO本部副本部長兼FinTech事業開発部長兼戦略事業経営企画部長兼DG Lab COO
2022年12月	同社執行役員グループCEO本部長兼戦略テクノロジー事業開発部長兼戦略提携推進部長
2023年 6 月	㈱DGフィナンシャルテクノロジー取締役CSO（現任）
2024年 6 月	㈱デジタルガレージ執行役員コーポレートデベロップメント本部長兼コーポレートデベロップメント部長（現任）
2024年 7 月	㈱SCORE取締役（現任）

取締役候補者とした理由

冨永大輔氏は、㈱デジタルガレージにて、オープン・イノベーション事業や先端テクノロジーを活用した事業戦略の立案・推進を担っており、新規事業開発における幅広い経験を活かし、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、新たな候補者といたしました。

候補者番号

6

加藤智治（かとうともはる）

再任

社外

独立

男性

生年月日
1974年9月8日生

所有する当社の株式数
―

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年４月	ドイチェ証券（現 ドイツ銀行）入社
2000年４月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
2004年４月	フィールズ㈱（現 円谷フィールズホールディングス㈱）入社
2007年12月	ユニゾン・キャピタル㈱入社
	㈱あきんどスシロー出向 社長室長
2008年12月	㈱あきんどスシロー専務取締役
2012年10月	同社取締役COO
2014年３月	㈱ターン・アラウンド・マネジメント設立 代表取締役社長
2015年６月	ゼビオ㈱入社
2015年10月	同社代表取締役社長
2015年10月	ゼビオホールディングス㈱副社長執行役員
2017年６月	当社社外取締役（現任）
2021年４月	まん福ホールディングス㈱設立 代表取締役社長（現任）
2021年４月	VISION UNITED㈱設立 代表取締役社長
2022年６月	大豊建設㈱社外取締役（現任）
2023年10月	VISION UNITED㈱取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤智治氏は、多様な業種における豊富な経験と経営者として培われた幅広い見識をもとに、実践的な提言を行っていることから、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

7

木下雅之（きのした まさゆき）

再任
社外
独立
男性

生年月日
1954年４月11日生

所有する当社の株式数
1,900株

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年４月	三井物産㈱入社
2004年４月	同社経営企画部長
2008年４月	同社執行役員金属資源本部長
2010年４月	同社常務執行役員金属資源本部長
2011年４月	同社常務執行役員CIO兼CPO
2011年６月	同社代表取締役常務執行役員CIO兼CPO
2012年４月	同社代表取締役専務執行役員CIO兼CPO
2014年４月	同社代表取締役副社長執行役員CIO兼CPO
2016年４月	同社取締役
2016年６月	同社顧問
2016年６月	NSユナイテッド海運㈱社外取締役（2023年６月退任）
2020年６月	当社社外取締役（現任）
2023年２月	㈱アルファドライブ社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木下雅之氏は、三井物産㈱の代表取締役副社長を務め、国際ビジネスの経験や総合商社の経営企画、CIO及びCPOとしての豊富な知見と経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

8

門脇（かどわき） 誠（まこと）

再 任

社 外

男 性

生年月日
1973年11月29日生

所有する当社の株式数
—

取締役会への出席状況
17回／17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4 月	第二電電㈱（現 KDDI㈱）入社
2019年 4 月	同社コンシューマ事業本部コンシューマ事業企画本部 コンシューマ事業企画部長
2020年10月	同社パーソナル事業本部パーソナル企画統括本部 パーソナル事業企画部長兼 同事業本部サービス統括本部 通信とライフデザインの融合部長
2021年 4 月	同社パーソナル事業本部マーケティング本部 マーケティング企画部長
2022年 4 月	同社経営戦略本部経営企画１部長
2022年 6 月	Supershipホールディングス㈱取締役
2023年 4 月	KDDI㈱執行役員経営戦略本部長
2023年 4 月	㈱KDDI総合研究所取締役（現任）
2023年 6 月	当社社外取締役（現任）
2024年 4 月	KDDI㈱執行役員パーソナル事業本部副事業本部長兼 パーソナル事業戦略本部長
2025年 4 月	同社執行役員パーソナル事業本部副事業本部長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

門脇誠氏は、長年にわたり個人向け通信サービス及びライフデザインサービス事業に携わった豊富な経験と、情報通信技術に関する知見を有しており、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

9

岩瀬大輔（いわせだいすけ）

再任
社外
独立
男性

生年月日
1976年3月17日生

所有する当社の株式数
—

取締役会への出席状況
13回／13回 ※

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月	ボストン・コンサルティング・グループ入社
2009年 2 月	ライフネット生命保険㈱代表取締役副社長
2013年 6 月	同社代表取締役社長
2018年 7 月	AIA Group Limited Group CDO（グループ最高デジタル責任者）
2023年 3 月	Animoca Brands㈱代表取締役
2024年 1 月	Spiral Capital㈱シニアアドバイザー（現任）
2024年 6 月	㈱ベネッセホールディングス取締役副会長
2024年 6 月	㈱ベネッセコーポレーション取締役会長
2024年 6 月	当社社外取締役（現任）
2024年12月	Animoca Brands㈱取締役会長（現任）
2025年 1 月	㈱ベネッセホールディングス代表取締役（現任）
2025年 1 月	㈱ベネッセコーポレーション代表取締役会長兼社長（現任）
2025年 1 月	㈱東京教育研取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩瀬大輔氏は、グローバル企業における豊富な企業経営経験と幅広い知見をもとに、当社の事業拡大及びコーポレートガバナンスのさらなる機能強化に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 加藤智治氏、木下雅之氏、門脇誠氏及び岩瀬大輔氏は社外取締役の候補者であります。
2. ※印は、2024年６月19日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。
3. 取締役候補者林郁氏は、㈱デジタルガレージの代表取締役兼社長執行役員グループCEOであります。また、取締役候補者冨永大輔氏は、㈱デジタルガレージの執行役員であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。また、同社と当社との間には、広告契約等の取引がありますが、取締役会の承認その他の適切な手続を経て行っております。
4. 社外取締役候補者門脇誠氏は、KDDI㈱の執行役員であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。また、同社は当社との間で、業務提携に関する基本契約を締結しております。
5. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 社外取締役候補者加藤智治氏、木下雅之氏、門脇誠氏及び岩瀬大輔氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって加藤智治氏が８年、木下雅之氏が５年、門脇誠氏が２年、岩瀬大輔氏が１年となります。
7. 当社は、加藤智治氏、木下雅之氏、門脇誠氏及び岩瀬大輔氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、４氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。
9. 当社は、加藤智治氏、木下雅之氏及び岩瀬大輔氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	平井 裕文（ひらい ひろふみ）	常勤監査役	新任　男性
2	梶木 壽（かじき ひさし）	社外監査役	新任　社外　独立　男性
3	井上 美樹（いのうえ みき）	―	新任　社外　独立　女性

新任　新任監査等委員候補者　　社外　社外監査等委員候補者　　独立　証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

平井裕文（ひらい ひろふみ）

新　任

男　性

生年月日
1964年９月25日生

所有する当社の株式数
2,800株

取締役会への出席状況
17回／17回

監査役会への出席状況
８回／８回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年４月　JUKI㈱入社
1996年２月　㈱コーエー（現 ㈱コーエーテクモホールディングス）入社
1999年１月　㈱コーエーネット（現 ㈱コーエーテクモネット）入社
2002年９月　当社入社
2002年11月　当社経理総務部長
2005年７月　当社執行役員管理本部長
2011年６月　当社専務執行役員管理本部長
2019年６月　当社常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

平井裕文氏は、当社入社以来管理部門の要職を歴任するとともに、当社子会社の取締役や監査役を務めたことにより、経営管理に関する豊富な経験と知見を有し、当社グループに精通しております。また、2019年以降、当社常勤監査役として適切な役割を果たしていただいていることから、経営に対する監査・監督機能の充実に適切な役割を期待できると判断したため、候補者といたしました。

候補者番号

2

梶木　壽（かじき　ひさし）

新　任

社　外

独　立

男　性

生年月日
1948年９月13日生

所有する当社の株式数
2,000株

取締役会への出席状況
17回／17回

監査役会への出席状況
８回／８回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月	検事任官
2010年６月	高松高等検察庁検事長
2010年12月	広島高等検察庁検事長
2011年９月	防衛省防衛監察監
2015年４月	弁護士登録 フレイ法律事務所入所
2015年６月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 業務監査委員会特別委員
2015年９月	一般社団法人日本投資顧問業協会規律委員会委員長（現任）
2016年４月	最高裁判所行政不服審査委員会委員（現任）
2016年６月	前田道路㈱社外取締役
2018年６月	当社社外監査役（現任）
2024年７月	上田廣一法律事務所入所（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

梶木壽氏は、弁護士としての専門知識や複数の要職で培われた幅広い見識を有しております。また、2018年以降、当社社外監査役として適切な役割を果たしていただいていることから、経営に対する監査・監督機能の充実に適切な役割を期待できると判断したため、候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

井上美樹（いのうえみき）

新　任

社　外

独　立

女　性

生年月日
1976年11月22日生

所有する当社の株式数
—

取締役会への出席状況
—

監査役会への出席状況
—

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年12月　中央青山監査法人入所
2007年７月　太陽ASG監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所
2008年９月　同監査法人退所
2010年７月　同監査法人入所
2010年９月　公認会計士登録
2018年３月　㈱リクルートホールディングス入社
2024年４月　井上美樹公認会計士事務所所長（現任）
2024年12月　㈱デコルテ・ホールディングス常勤社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井上美樹氏は、長年にわたる公認会計士としての業務経験と事業会社での内部監査業務の豊富な経験により培われた、財務・会計及びリスクマネジメントに関する専門知識と幅広い見識を有しており、経営に対する監査・監督機能の充実に適切な役割を期待できると判断したため、候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 梶木壽氏及び井上美樹氏は社外取締役の候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員である社外取締役候補者梶木壽氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって７年となります。
4. 当社は、梶木壽氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、監査役として同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、取締役として当該契約を継続する予定であります。また、井上美樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、梶木壽氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、井上美樹氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定です。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

安生（あんじょう） あづさ

新　任
社　外
独　立
女　性

生年月日
1971年10月28日生

所有する当社の株式数
―

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1995年12月　大同監査法人（現 監査法人グラヴィタス）入所
1997年８月　㈱関総研入社
2000年５月　㈱ネクサス入社
2002年６月　三優監査法人入所
2003年７月　公認会計士登録
2006年４月　あんじょう会計事務所代表（現任）
2017年10月　税理士登録
2022年４月　HRクラウド㈱社外監査役（現任）
2023年12月　㈱AViC社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安生あづさ氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての業務経験により培われた、財務・会計・税務の専門知識と幅広い見識を有しており、経営に対する監査・監督機能の充実に適切な役割を期待できると判断したため、候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 安生あづさ氏は補欠の社外取締役の候補者であります。
2. 安生あづさ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、安生あづさ氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害（争訟費用を含みます。）を、当該保険契約により填補することとしております。安生あづさ氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 安生あづさ氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

＜ご参考＞

第２号議案、第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認されますと、当社役員の構成、有する主な経験・専門性及び期待する役割は次のとおりとなります。

	氏　　名	経営経験	テクノロジー	法律・リスクマネジメント	財務・会計	ＥＳＧ・サステナビリティ	新規事業・M&A	グローバルビジネス
取締役	林（はやし）　郁（かおる）	○	○			○	○	○
	村上（むらかみ）　敦浩（あつひろ）	○	○				○	
	宮崎（みやざき）　加奈子（かなこ）		○			○		
	粕谷（かすや）　進一（しんいち）	○		○	○		○	
	冨永（とみなが）　大輔（だいすけ）		○				○	○
	加藤（かとう）　智治（ともはる）	○					○	
	木下（きのした）　雅之（まさゆき）	○				○		○
	門脇（かどわき）　誠（まこと）	○	○				○	
	岩瀬（いわせ）　大輔（だいすけ）	○	○	○			○	○
監査等委員	平井（ひらい）　裕文（ひろふみ）			○	○			
	梶木（かじき）　壽（ひさし）			○		○		
	井上（いのうえ）　美樹（みき）			○	○			○

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月21日開催の定時株主総会において、一事業年度当たり360百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を一事業年度当たり360百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いいたします。

当社「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は事業報告「2.会社役員に関する事項」「(2)取締役及び監査役の報酬等」「①役員報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおりですが、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案については、指名・報酬委員会の諮問・答申を経ており、また本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬及び株式報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、本議案の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は９名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は９名（うち社外取締役４名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。）を対象として、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額350百万円以内とすること及び、当該譲渡制限付株式報酬制度により発行または処分される当社普通株式の総数は年300,000株以内とご承認いただいております。

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社移行後の業務執行取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき、改めてのご承認をお願いいたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会においてご承認をいただきました内容と実質的に同一となります。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることは、監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、本制度を継続することは相当であると考えています。

そのため、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会においてご承認いただいた金額と同様の年額350百万円以内といたします。

また、本制度に基づき発行または処分される当社普通株式の総数につきましても、第27回定時株主総会においてご承認いただいた年300,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は指名・報酬委員会の諮問を経たうえで取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名であり、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が承認可決されますと、対象取締役は３名となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式としての普通株式の発行または処分に係る取締役会

の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給いたします。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

当社「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は事業報告「2.会社役員に関する事項」「(2)取締役及び監査役の報酬等」「①役員報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおりですが、本議案の内容は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮し、かつ指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定されており、また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めていることから、相当であると考えております。

なお、本制度における１株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式としての普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、本議案による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下（１）から（６）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日または処分期日（以下「本払込期日等」といいます。）から当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した時点（ただし、当該時点が、本払込期日等の属する事業年度経過後３月を超える日の満了より前であった場合には、本払込期日等の属する事業年度経過後３月を超える日の満了時点）まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日等の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）無償取得事由

① 対象取締役が死亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職する場合、当社は本株式の全部を当然に無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

（4）死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

上記(1)（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（6）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

■ 事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当社は、「ユーザーファーストで、新しい常識を作る」というミッションのもと、一人ひとりの生活に寄り添い、生活のさまざまな場面において、日々に役立つ情報をより多く、より分かりやすく提供することを目指して事業展開を行っております。創業当時よりサービスを提供している購買支援サイト『価格.com』をはじめ、レストラン検索・予約サービス『食べログ』、求人情報の一括検索サービス『求人ボックス』など、現在提供しているサービスは20以上あり、各事業それぞれがグループ全体の業績を牽引することで、継続的な成長の実現に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における日本経済は、企業収益や雇用環境の改善により、景気は緩やかに回復基調が見られる一方、物価上昇や海外の政策動向により、景気の先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、価格.com事業におけるショッピング事業は、新製品の減少及び為替変動などの影響が収束し、サービス事業は金融、通信の各領域におけるマーケティングが好調でした。保険事業は、各種保険の申込件数が増加しました。食べログ事業は、ネット予約人数、有料プラン契約店舗数及び有料サービス加入者数が増加しました。求人ボックス事業は、利用者数の増加、広告求人のクリック数の増加などにより売上収益が好調に推移しました。インキュベーション事業は、旅行・移動領域の売上が増加しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は78,435百万円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益は29,293百万円（前連結会計年度比13.5%増）、税引前利益は28,715百万円（前連結会計年度比9.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は20,032百万円（前連結会計年度比10.7%増）となりました。

なお、当社グループのセグメントは、2024年４月１日付で組織変更を実施したことに伴い、当連結会計年度より「価格.com事業」「食べログ事業」「求人ボックス事業」「インキュベーション事業」の４事業に変更いたしました。

当年度のセグメントの業績（内部取引消去後）は、次のとおりです。セグメントの変更に伴い、前年度比較は、前年度のセグメント情報を当年度の形態に合わせて組み替えして算出しております。

① 価格.com事業

当連結会計年度の価格.com事業の売上収益は23,644百万円（前連結会計年度比8.8%増）、セグメント利益は11,734百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。

ショッピング事業の売上収益は7,653百万円（前連結会計年度比2.8%増）という結果になりました。新製品の減少、為替の変動による製品の値上がり、コロナ初期に生じた需要前倒しなどの影響は収束しました。サービス事業は、金融及び通信の各領域におけるマーケティングの好調さは一巡しつつも、売上収益は9,951百万円（前連結会計年度比12.8%増）という結果になりました。広告事業は、事業環境に大きな変化はみられないものの、家電メーカーを中心に広告出稿が増加したため、売上収益は2,972百万円（前連結会計年度比7.6%増）という結果になりました。保険事業は、各種保険の申込件数が増加し、売上収益は3,067百万円（前連結会計年度比13.7%増）という結果になりました。

2025年３月度の月間利用者数（※１）は3,988万人となりました。

② 食べログ事業

当連結会計年度の食べログ事業の売上収益は33,473百万円（前連結会計年度比20.2%増）、セグメント利益は18,079百万円（前連結会計年度比22.1%増）となりました。

飲食店広告事業（※２）の売上収益は14,501百万円（前連結会計年度比12.6%増）、飲食店予約事業（※２）の売上収益は15,450百万円（前連結会計年度比32.8%増）となりました。外食需要が着実に高まっていることから、当連結会計年度のネット予約人数は10,600万人（前連結会計年度比29.5%増）となりました。また、ネット予約サービスを利用する飲食店と共に広告サービスを利用する店舗も増えたことにより、有料プラン契約店舗数は3月末日時点において88,400店舗となりました。

ユーザー会員事業は、有料サービス加入者数の増加により売上収益が1,608百万円（前連結会計年度比4.6%増）となりました。

広告事業は、純広告による売上の増加により売上収益が1,838百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

2025年３月度の月間利用者数（※１）は10,010万人となりました。

③ 求人ボックス事業

当連結会計年度の求人ボックス事業の売上収益は13,364百万円（前連結会計年度比43.0%増）、セグメント利益は4,263百万円（前連結会計年度比7.5%減）となりました。

求人ボックス事業は、月間利用者数、広告求人のクリック数などが増加したことにより売上収益は好調に推移しました。一方で、ブランド認知率向上及び営業体制強化を目的とした投資が増えたため、セグメント利益は減少しました。

2025年３月度の月間利用者数（※１）は1,237万人となりました。

④ インキュベーション事業

当連結会計年度のインキュベーション事業の売上収益は7,954百万円（前連結会計年度比0.7%減）、セグメント利益は1,925百万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。

旅行・移動領域は売上が増加した一方で、不動産領域の売上は微増に留まり、ライフスタイル・エンタメ領域の売上は減少しました。

※１　月間利用者数とは、サイトを訪れた人をブラウザベースで数えた利用者数です（特定のブラウザ、OS等によっては一定期間経過後に再訪した利用者を重複計測する場合があります）。モバイル端末のウェブページ高速表示に伴う利用者数の重複や、第三者による自動収集プログラムなどの機械的なアクセスについては可能な限り排除して計測しています。なお、食べログにおいては、2022年２月をもってAMP（Accelerated Mobile Pages）対応を終了いたしました。

※２　従前、食べログ事業の内訳を「飲食店販促事業」「ユーザー会員事業」「広告事業」「その他」の４区分としていたところ、当連結会計年度より「飲食店広告事業」「飲食店予約事業」「ユーザー会員事業」「広告事業」及び「その他」の５区分に変更することとしました。なお、飲食店広告事業は従前の飲食店販促事業における「PRサービス」に、飲食店予約事業は従前の飲食店販促事業における「ネット予約サービス」に相当します。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,887百万円であり、その主なものは、システム関連のサーバー及びソフトウェアに係る支出であります。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年度中に㈱タイムデザインの株式を追加取得いたしました。
当社は、2025年１月に㈱Patheeの全株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

⑻ 対処すべき課題

当社グループは日々の暮らしが豊かになるような、様々な生活シーンで役に立つサービスを提供し続けております。「ユーザーファーストで、新しい常識を作る」をミッションとして掲げ、常にユーザーの視点に立ち、革新と挑戦を続けながら、今後も引き続き社会や生活の変化を捉え、新たなニーズや事業の可能性を発掘することによって、既存事業の変革と新たな柱となりうる事業の推進と創出への挑戦を続けてまいります。

そのため当社は以下の重点課題に取り組んでまいります。

① 当社グループは、既存事業の着実な成長と事業の拡張・進化、そして価格.com、食べログ、求人ボックスに続く新たな柱となりうる事業の推進・創出を通じて、今後も、日々の暮らしが豊かになるような、様々な生活シーンにおいて役に立つサービスを創出し、新たな価値として提供し続けてまいります。

② 当社にとっての重要な経営資源は人であり、人材の確保及び育成は持続的な事業成長のための重要な課題と認識しております。当社は、事業規模の拡大及び業務内容の多様化に応じた積極的な採用活動を行うとともに育成を強化することによって、組織力の強化に取り組んでまいります。また、従業員がさらに力を発揮できる、働きやすい環境づくりにも引き続き注力してまいります。

③ 当社の運営する事業は、その性質上、システムのセキュリティ・開発・保守管理体制が極めて重要であり、これらをさらに充実させていくことが求められております。引き続き市場環境の変化に対応したセキュリティの維持、システム開発及びシステム保守管理体制の整備を進めてまいります。

④ 経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性確保、諸法規等の遵守のため、内部統制システムの整備・充実を継続的に推進し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑼ サステナビリティへの取り組み

当社グループは「生活とともにある企業として、企業活動を通して経済・社会・環境の課題に取り組む」ことを基本方針とし、当社グループの発展を含めたサステナブルな社会の実現に向けて、取り組みを進めております。

＜推進体制＞

代表取締役社長による統括・指揮のもと、当社グループの全ての事業と機能にわたる体制をもって運営しています。その進捗については、サステナビリティ委員会とサステナビリティ推進部がモニタリングし、代表取締役社長に報告します。なお、取り組みの全体については代表取締役社長から取締役会において報告がなされ、審議される仕組みを取っています。

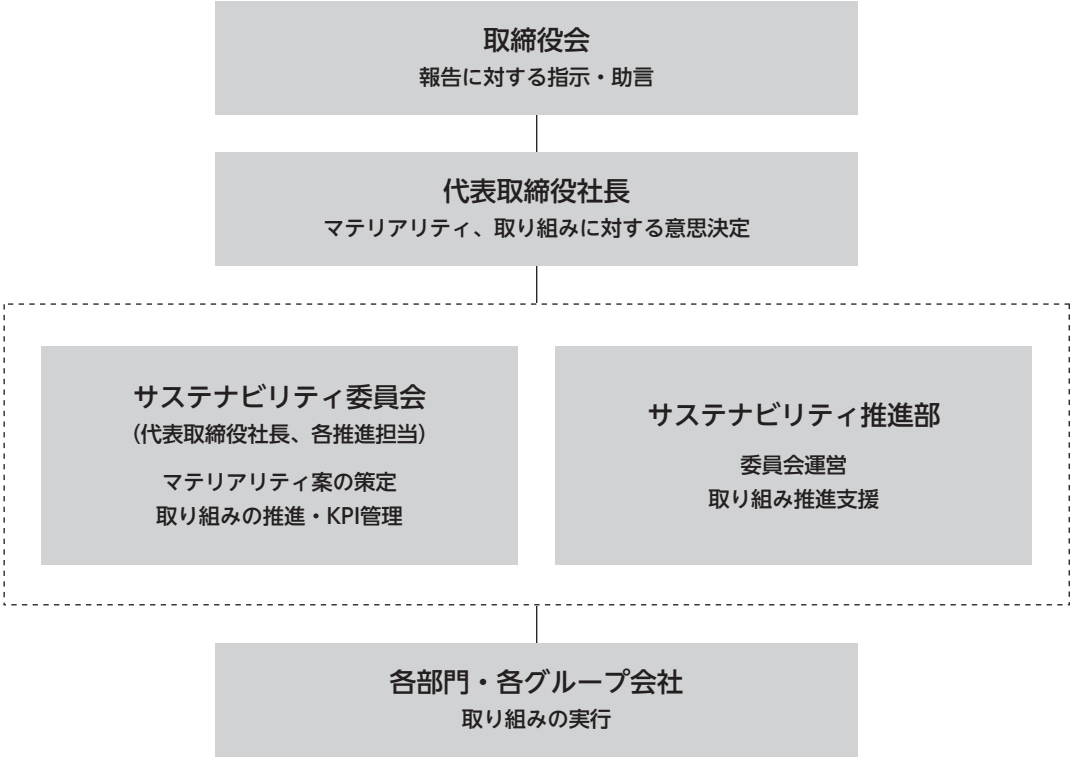

＜特定したマテリアリティ（重要課題）＞

マテリアリティ	主な取り組み
持続可能なサービスの提供	情報セキュリティ・プライバシー保護 サービスの品質保全 サービスを発展させる技術・研究開発の推進
多様な人材の育成と活用	労働安全衛生 人材育成 ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン
健全な社会発展への貢献	ITを活用した社会の健全化・効率化 自社サービスを活用した地域・コミュニティ支援
地球環境への貢献	気候変動への対応 循環型社会への貢献 生物多様性・食資源の保全
ガバナンスの強化	コーポレートガバナンス実効性の担保 企業倫理・人権尊重 リスクマネジメント

⑽ 財産及び損益の状況

区　分	第25期 (2022年3月期)	第26期 (2023年3月期)	第27期 (2024年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上収益 (百万円)	51,723	60,820	66,928	78,435
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	14,294	16,152	18,095	20,032
基本的1株当たり当期利益 (円)	69.65	79.39	90.45	101.33
資産合計 (百万円)	70,477	78,583	83,308	93,504
資本合計 (百万円)	48,164	48,165	51,691	62,134

(注) IAS第12号「法人所得税」（2021年５月改訂）の適用に伴い、第26期について遡及適用後の数値を記載しております。

⑾ 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱カカクコム・インシュアランス	105百万円	100.0%	保険代理店業務
㈱エイガ・ドット・コム	26百万円	70.0%	インターネットによる情報提供
㈱タイムデザイン	330百万円	87.1%	ダイナミックパッケージ事業・ホテペイ手配旅行事業
㈱ｗｅｂＣＧ	10百万円	66.5%	インターネットによる情報提供
㈱Ｌ　Ｃ　Ｌ	50百万円	100.0%	インターネットによる情報提供

（注）1．当社は、2024年度中に㈱タイムデザインの株式を追加取得いたしました。
2．当社は、2025年１月に㈱Patheeの全株式を譲渡し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	林　　郁	㈱デジタルガレージ代表取締役兼社長執行役員グループCEO
代表取締役社長	村上敦浩	社長執行役員 弁護士ドットコム㈱社外取締役
取締役	宮崎加奈子	上級執行役員CHRO人事総務本部長
取締役	粕谷進一	上級執行役員CFOコーポレート本部長
取締役	大熊将人	㈱デジタルガレージ取締役兼専務執行役員CBDOロングタームインキュベーション・セグメント管掌
取締役	加藤智治	まん福ホールディングス㈱代表取締役社長 VISION UNITED㈱取締役 大豊建設㈱社外取締役
取締役	木下雅之	㈱アルファドライブ社外取締役
取締役	門脇　誠	KDDI㈱執行役員パーソナル事業本部副事業本部長兼パーソナル事業戦略本部長 ㈱KDDI総合研究所取締役
取締役	岩瀬大輔	㈱ベネッセホールディングス代表取締役 ㈱ベネッセコーポレーション代表取締役会長兼社長
常勤監査役	平井裕文	
監査役	梶木　壽	弁護士
監査役	根本裕子	公認会計士

（注）1. 2024年６月19日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、畑彰之介氏、結城晋吾氏及び宮島和美氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 粕谷進一氏、大熊将人氏及び岩瀬大輔氏は、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役加藤智治氏、木下雅之氏、門脇誠氏及び岩瀬大輔氏は、社外取締役であります。
4. 監査役梶木壽氏及び根本裕子氏は、社外監査役であります。
5. 監査役根本裕子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役加藤智治氏、木下雅之氏、岩瀬大輔氏、監査役梶木壽氏及び根本裕子氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 2025年４月１日付で取締役の地位、担当及び重要な兼職が次のとおり異動しております。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	宮 崎 加 奈 子	取締役上級執行役員CHRO人事・サステナビリティ管掌
取　締　役	粕　谷　進　一	取締役上級執行役員CFO財務・経理・法務管掌
取　締　役	門　脇　　誠	KDDI㈱執行役員パーソナル事業本部副事業本部長 ㈱KDDI総合研究所取締役

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会により決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議をする内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会より、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合している旨の答申を受けていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査役の個人別報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

なお、譲渡制限付株式報酬の導入に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改正を2024年５月15日開催の取締役会で決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本方針

(イ) 当社の経営方針に合致する企業価値の向上及び長期的な成長に資するものであること。

(ロ) 報酬等の水準は、職責及び成果に十分見合う競争力のあるものを維持すること。

(ハ) 報酬等の構成は、基本報酬に加えて、中長期インセンティブとして付与する株式報酬、及び１年間の業績に連動して支給する賞与とすること。

ロ 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、固定報酬として金銭により支給する。

業務執行取締役の基本報酬については、それぞれの責任や期待する役割に応じて役位及び役位の内訳としてのグレードを定め、当該役位及びグレードごとに、基準額を一定の範囲をもって設定したうえで、その範囲の中で各人の担当事業部門または個別のミッションに応じた職務の性質、及び競争力のある水準等を考慮して決定する。

その他の取締役の基本報酬については、一定の上限を設定したうえで、各人の職責、知見・経験及び外部環境における水準等を考慮して決定する。

そのうえで、上記に基づき定められた年額を月額に換算し、毎月金銭により支給する。

なお、業務執行取締役に対して使用人としての報酬は別に支給しない。

ハ 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の個人別の報酬の額のうち、基本報酬と株式報酬の割合は、基本報酬：株式報酬＝６：４とすることを目安とする。各報酬の額についての業務執行取締役の個人別の報酬の額に対する割合の目安は、下記二（ロ）に従って定められる額による役員賞与の額がこれらに加わ

ることで定まる割合とする。その他の取締役については、基本報酬のみを原則とする。

割合については、事業環境ないしコーポレートガバナンスの状況の変化や当社における経営計画の見直しその他の事情に応じ、指名・報酬委員会の意見等もふまえ、適宜、見直していくものとする。

二　業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に関する方針

(イ)　株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

ⅰ　概要

株式報酬は、当社の中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブ付けを目的として、譲渡制限付株式及び当該譲渡制限付株式の払込金額と相殺するために支給する報酬として支払う。

ⅱ　譲渡制限付株式の概要

譲渡制限付株式は業務執行取締役に対して付与するものとし、原則として当社の取締役またはその他当社取締役会で定める地位を退任または退職した時点をもって、譲渡制限を解除するものとする。

各業務執行取締役に割り当てる譲渡制限付株式の内容、数、額及び付与の時期や条件は、各業務執行取締役の役位、責任、期待する役割や適切なインセンティブ付けの観点を踏まえて設定する。

(ロ)　現金賞与（短期インセンティブ報酬）

事業年度毎の短期的な業績に連動する報酬とし、その指標には当社連結営業利益の達成率を用いて設定する。なお、具体的な支給額の算定の方法及び付与の時期や条件は、業績の達成度及び各業務執行取締役の役位、責任、期待する役割や適切なインセンティブ付けの観点を踏まえて設定する。

なお、具体的な支給額や算定方法には以下の基準を用いる。

指標	達成率	支給額
通期業績予想で公表した当期連結営業利益の達成率	95%未満	0
	95%～105%未満	基本報酬＋株式報酬の10%
	105%以上	基本報酬＋株式報酬の20%

ホ　報酬等の決定方法に関する方針

基本報酬及び賞与の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の決定に一任す

る。

代表取締役は、後述する指名・報酬委員会による手続きを経たうえで、上記イからニの方針に基づき各取締役の具体的な金額を決定する。

株式報酬の決定については、後述する指名・報酬委員会による手続きを経たうえで、取締役会の決議により決定する。

ヘ　上記ホを踏まえた報酬決定プロセスに係るガバナンスについて

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。

指名・報酬委員会は、取締役である委員３名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、当社のあるべき報酬制度を含めた、取締役の個人別の報酬等の内容等について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行う。

指名・報酬委員会の委員長は、指名・報酬委員会の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬（非金銭報酬）	
取締役（社外取締役を除く）	234	129	39	66	5
監査役（社外監査役を除く）	21	21	－	－	1
社外取締役	28	28	－	－	4
社外監査役	17	17	－	－	2

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）を含みます。
3. 取締役（社外取締役を除く。）２名及び社外取締役１名は、無報酬であり、これらの取締役は上記から除いております。
4. 業績連動報酬の金額は、当事業年度において受けた業績連動報酬の金額であり、当該業績連動報酬に係る業績指標は連結税引前利益（業績連動報酬控除前）であり、当該指標を選択した理由は、当社の業績を反映する重要な指標であると判断したためであります。当該業績連動報酬は、当該指標の一定割合を支給総額とし、上限は年度ごとに１億円としております。当該支給総額の算定に用いる掛け率は0.15％を原則とし、業務執行取締役個人別の役員賞与支給額は、当該算定方法により求められる当該支給総額を、各業務執行取締役に付与したポイントで按分した額としております。各業務執行取締役に付与する具体的なポイントは、予め定められた基本ポイント、及び、貢献度等に応じた評価ポイントにより構成されております。なお、当事業年度において受けた業績連動報酬の算定に際して用いた前事業年度の連結税引前利益の実績は26,122百万円です。
5. 株式報酬（非金銭報酬）の内容は、株式報酬型ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度です。
株式報酬型ストック・オプションは、取締役（社外取締役を除く。）４名に対して付与した新株予約権（第18回新株予約権294個）に係る当事業年度中の費用計上した額を記載しております。
かかる新株予約権の行使価額等は以下のとおりです。
目的である株式の種類及び数　当社普通株式とし、１個当たり100株とする
行使価額　１個当たり 100円（１株当たり １円）
行使期間　割当日の翌営業日から30年間
行使の条件等
① 新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には、翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
③ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役３名に当社普通株式32,499株を割り当てており、①当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職した時点までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされ、②対象取締役が本株主総会の日までの期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、上記①の譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限が解除されるものとされております。また、対象取締役が死

亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得するものとされています。

6. 取締役の金銭報酬の額は、2017年６月21日開催の第20回定時株主総会において一事業年度当たり360百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役４名）です。
7. 上記金銭報酬とは別枠で、下記のとおり株式報酬について決議しております。
   2021年６月17日開催の第24回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬について年額100百万円以内、年1,500個以内、１個当たりの目的となる株式数を100株（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は５名です。また、2024年６月19日開催の第27回定時株主総会において、当該株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式について年額350百万円以内、年300,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は３名です。
8. 監査役の金銭報酬の額は、2000年５月26日開催の臨時株主総会において、月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。
9. 取締役会は、代表取締役社長 社長執行役員 村上敦浩に対し、各取締役の基本報酬の額及び各業務執行取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③　報酬等の総額が１億円以上である取締役の報酬等の額

区　分	報酬の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)		
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬（非金銭報酬）
村　上　敦　浩（代表取締役社長）	100	57	9	33

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

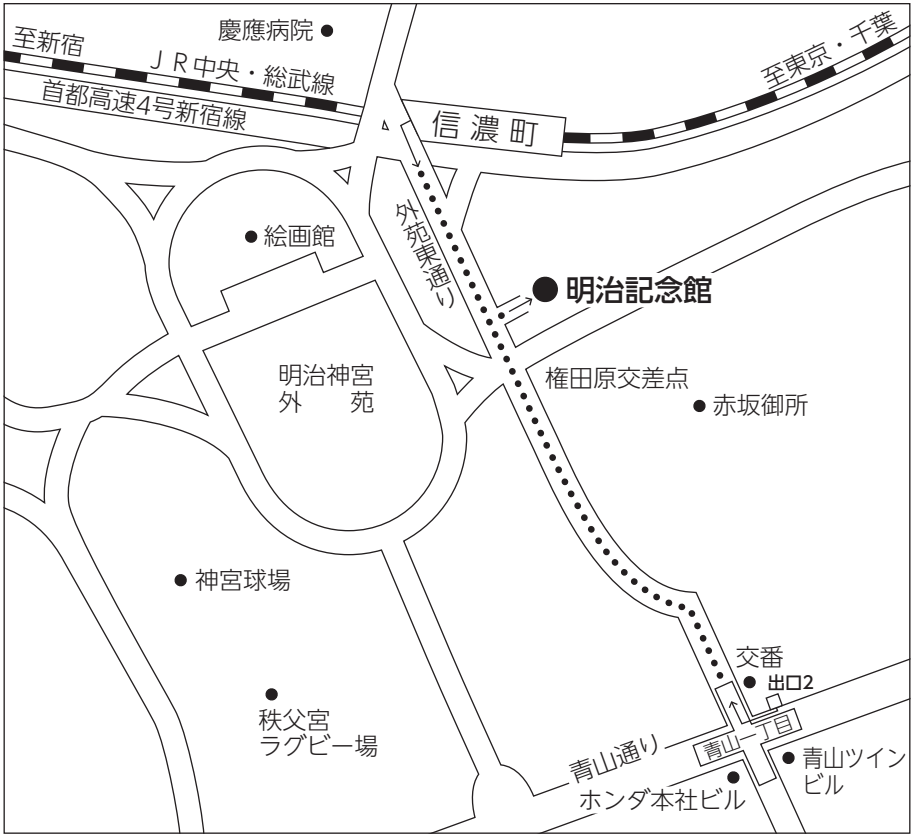

○会　場　東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　２階「蓬莱」の間
電話　東京(03)3403－1171(大代表)

○最寄駅　JR中央・総武線「信濃町」駅
（改札口を出て左方向へ　徒歩約４分）
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線「青山一丁目」駅
（２番出口を出て交番を右折　徒歩約８分）

株主総会のお土産はご用意しておりません。また、当日の運営に変更が生ずる場合は、ウェブサイト（https://corporate.kakaku.com/ir）においてお知らせいたします。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080